

# 秋田県えるぼしチャレンジ企業認定制度

## 女性の活躍推進に積極的に取り組む 企業のチャレンジを応援します！

～認定企業には様々な優遇策があります～

県では、女活法<sup>※</sup>に基づく認定「えるぼし」を目指し、女性の活躍推進に積極的に取り組む企業を認定し、その取組を支援する「秋田県えるぼしチャレンジ企業認定制度」を実施しています。（※）女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）

### 認定要件等の概要

#### 【認定要件】

- (1) 女活法に基づく一般事業主行動計画を策定し、届出していること。
- (2) 策定した行動計画を厚生労働省のウェブサイトで公開していること。
- (3) えるぼし認定基準の数値を2つ以上達成していること。
- (4) 「えるぼし」の認定取得を目指した取組の実施計画を有すること。

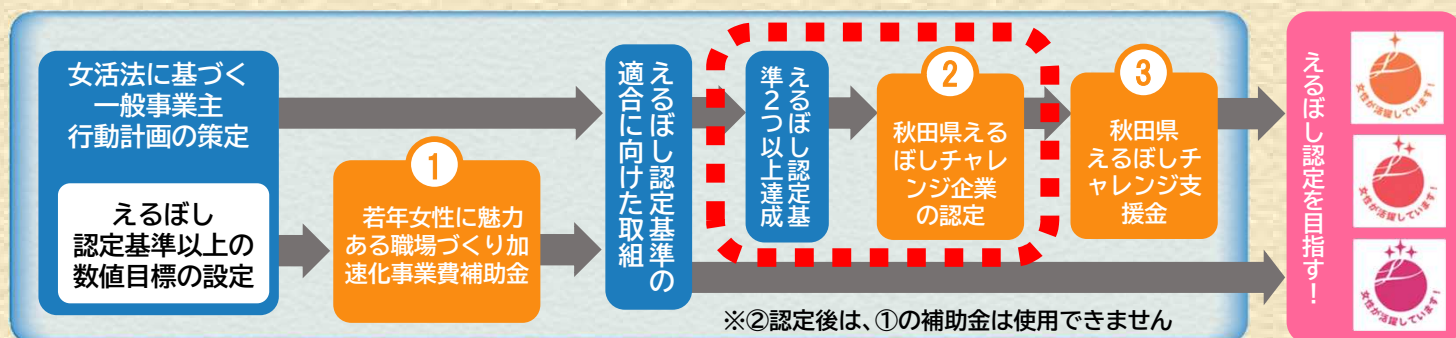
#### 【企業要件】

- (1) 県内に本社（主たる事業所）を有すること。
- (2) 常時雇用労働者数が300人以下であること。
- (3) 過去3年間に於いて、重大な法令違反がないこと。
- (4) 秋田県に納付（納入）すべき県税に滞納がないこと。
- (5) 暴力団等の反社会的勢力に該当し、又は所属したことがなく、これらの者と関係を有していないこと。

#### ～えるぼし認定基準の例～

- ①採用  
・正社員女性労働者の割合が産業ごとの平均値以上であること。
- ②継続就業  
・女性労働者の平均継続勤務年数が男性労働者の7割以上であること。
- ③労働時間等の働き方  
・法定時間外労働等の合計時間数の平均が4.5時間/月末満であること。
- ④管理職比率  
・管理職に占める女性労働者の割合が産業ごとの平均値以上であること。
- ⑤多様なキャリアコース  
・女性の非正社員から正社員への転換や、過去に在籍した女性の正社員としての再雇用等の実績を有すること。 など

### 補助金・認定・支援金のフロー図



### 認定企業を対象とした優遇策

- ・支援金の交付（交付額上限50万円 補助率10/10）
- ・競争力強化や経営革新等に係る補助事業の採択審査における加点
- ・中小企業振興資金における特別利率（金利軽減）の適用
- ・委託業務契約（企画提案方式）に係る提案者審査における加点 など



### 問い合わせ、申請書等の提出先

秋田県人口戦略部男女共同参画推進課  
TEL 018-860-1555  
FAX 018-860-3870  
E-mail persons@pref.akita.lg.jp

制度の詳細や申請書等の様式は  
美の国あきたネットに掲載しています。

秋田県えるぼしチャレンジ

検索